

令和6年度第1回高知県大規模小売店舗立地審議会議事録

作成者 経営支援課 山崎

- 1 開催日時 令和6年11月12日（火） 9時30分～10時50分
- 2 開催場所 高知会館 3F 「飛鳥」
- 3 出席者 西村澄子、福本昌弘、楠瀬路易子、西尾健一、西内裕晶
他11名【崎村課長・窪田補佐・長岡補佐・山崎チーフ・豊永主幹・百田主幹（経営支援課）、上村主幹（環境対策課）、合田補佐（交通規制課）、長野主事（道路課）、木戸主幹（子ども家庭課）、國方主幹（都市計画課）】

4 議事

【法第5条第1項 新設案件】

案件1 株式会社大屋の届出に関する審議について

mac田井店

案件2 株式会社大屋の届出に関する審議について

macいの店

案件3 株式会社ドン・キホーテの届出に関する審議について

（仮称）ドン・キホーテ高知店

【議事録】

（審議）

定刻となり窪田課長補佐の司会により、令和6年度第1回高知県大規模小売店舗立地審議会を開催した。

窪田課長補佐が、本日の会議は委員5名が出席しており、高知県大規模小売店舗立地審議会条例（以下「条例」という。）第6条第3項による過半数の出席を満たしている旨の報告を行った。

次に、崎村課長から委員への委嘱状の授与を行った後、各自自己紹介を行った。その後、会長の選出を委員の互選により行い、西村委員が会長に就任した。この後、議事の進行を条例第6条第2項により、本日の議長となる西村会長が引き継いだ。

西村議長が審議に先立ち、福本委員を職務代理人として、また、楠瀬委員と福本委員の2名を議事録署名人として指名し、本人及び会の承諾を得た。

西村議長が、事務局に対して、議事次第案件1の「m a c 田井店」における大規模小売店舗立地法第5条第1項新設の届出について説明を求め、事務局が「m a c 田井店」について、資料説明を行った。

各委員に対し、意見を求めたところ、「騒音の問題について、静かな地域だからこそ対策が必要ではないか。」との意見があり、設置者より「騒音検査を行い、基準はクリアしていますが、騒音に関して苦情等問題が発生した場合は誠意をもって対応します」と回答があった。

また、「交通安全について、元々人が少ない地域だからこそ歩行者に向けた安全対策をお願いしたい。」との意見があり、設置者より「看板等で注意喚起を行うとともに、オープン直後は警備員も配置する予定なので、歩行者安全に十分留意して対応する」との回答があった。

西村議長より各委員に対し、これまでの審議を踏まえて意見を求めたところ、「意見なし」ということで全員異議なく承諾された。

次に議事次第案件2の「m a c いの店」における大規模小売店舗立地法第5条第1項新設の届出について説明を求め、事務局が「m a c いの店」について、資料説明を行った。

各委員に対し、意見を求めたところ、「隣接している民家と距離が近いが、住民の理解は得られているのか。」との意見があり、設置者より「住民には挨拶を行い、フェンス設置により、目隠しと排気ガス、騒音等の問題に留意することを伝達している。この他に苦情等があった場合も、真摯に対応する。」と回答があった。

また、「新設する日に変わりはないか。」との意見があり、設置者より「工事が遅れており、令和7年2月～3月にオープン予定。m a c 田井店については、12月13日オープン予定。」との回答があった。

西村議長より各委員に対し、これまでの審議を踏まえて意見を求めたところ、「意見なし」ということで全員異議なく承諾された。

次に議事次第案件3の「(仮称) ドン・キホーテ高知店」における大規模小売店舗立地法第5条第1項新設の届出について説明を求め、事務局が「(仮称) ドン・キホーテ高知店」について、資料説明を行った。

各委員に対し、意見を求めたところ、「店舗南側の国道への退店車両について、警備員によ

り信号の1サイクルあたりに流出する台数をコントロールする等、渋滞緩和の検討をお願いしたい。」との意見があり、設置者より「渋滞については、地域住民や議員、関係機関等からいくつも意見をもらったので、それを受けて、西側にあるパチンコ屋タマイの駐車場を臨時駐車場として賃借し、店舗駐車場と合わせると400台分を確保している。400台分という数字は、近隣にあるフジが10,000m²で同じ台数の駐車台数。状況によってはタマイの西側の駐車場も賃借可能。そうすれば、タマイの西側から臨時駐車場に誘導することができるため、店舗南側の国道や北側の市道に対する負荷も下げることができる。併せて、看板や警備員の配置により、店舗南側の国道を渋滞させない、店舗北側の生活道路に進入させない取組を行う。また、入退店経路の案内がメインのチラシを配布する予定。」と回答があった。

また、「タマイの臨時駐車場に停めた客はどういった経路で店舗に入店するのか。」といった意見があり、設置者より「国道に出て、国道沿いの歩道を歩いて入店する。荷捌き場所やその付近は完全封鎖になっているので、入れないようになっている。」との回答があった。

次に「スロープを上がった部分にフェンスがあると思うが、近隣住民への配慮について検討していることがあるか。」との意見があり、設置者より「スロープ上がりきったところの直線上にアパートがあり、そこに対する防眩と目隠しの意味でフェンスを設置している。ただし、セダンや軽乗用車だと大丈夫だが、SUV等の背が高い車だとヘッドライトがアパートに当たる。一方で、フェンスだと東からの日照が遮られる可能性もあるので、今後、物件所有者や住民の意見を聞きながら、日照を確保したい場合は遮光カーテンの設置を検討する。現在のところは、目隠しフェンスで対応予定。」との回答があった。

この他、「交差点Cでの右折禁止や北側出入り口から東向きに出る車の抑制について検討できないか」や「公共交通機関の利用喚起を検討できないか」、「有料の購入物配送サービスや休憩所の整備等、超高齢化社会に対する対応の検討」との要望があった。

西村議長より各委員に対し、これまでの審議を踏まえて意見を求めたところ、「意見なし」だが、設置者には「店舗北側の市道での交通渋滞や交通安全に関して、住民等から要望等があった場合は真摯に対応すること。また店舗南側の国道についても、交通渋滞に関して、当該店舗の影響について開店後に引き続き検証を行うこと。また、住民等から要望等があった場合は真摯に対応すること。」といった付帯意見により対応を求めることで全員異議なく承諾された。

以上により、西村議長が閉会を宣言し、本日の審議会を終了した。